

知立市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市観光協会（以下「協会」という。）が管理する財産、物品、印刷物等（以下「広告媒体」という。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、観光事業の推進と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載料の取扱い)

第3条 広告掲載料は、知立市の収入とする。

2 広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載対象)

第4条 協会の広告媒体に掲載する広告は、その対象とする者、広告掲載等の基準を広告媒体ごとに別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載の対象としないこととする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの又はその恐れがあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認する恐れがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他会長が広告掲載等を行うことが不適切であると認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(募集及び選定)

第6条 広告掲載の募集及び選定の方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の取消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の期間中であっても、広告掲載等を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、市及び協会はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 広告主が市又は協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が知立市広告掲載基準に規定する制限業種に該当するとき。
- (4) 広告が第4条に該当するとき。
- (5) その他会長が広告掲載を不適切と認めるとき。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容及びその他広告掲載等に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告に関連して第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知立市広告掲載等実施要綱及び知立市広告掲載基準に準ずるほか、必要に応じて会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。